

第 3 号 (令和 5 年 9 月 2 9 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和5年9月井手町議会（定例会）会議録（第3号）

招集年月日

令和5年9月29日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和5年9月29日午前10時00分 議長 奥田俊夫

閉会 令和5年9月29日午前10時32分 議長 奥田俊夫

応招議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

3番	鎌田	隆宏	7番	脇本	尚憲
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	梶田	篤志
議会書記	林田	夕加	議会書記	新田	純平

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西島	寛道	副町長	島田	智雄
----	----	----	-----	----	----

参 与 西垣 義郎
 理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
 理事兼会計管理者事務取扱 木村 恵理
 理事兼建設課長事務取扱 柳原 健二
 企画財政課長 寺井 佳孝
 高齢福祉課長 坂井幸一郎
 保健センター所長・
 地域包括支援センター所長兼務 畑中 博之
 上下水道課長 仁木 崇

教 育 長 中田 邦和
 理事兼地域創生推進室長事務取扱 山本 勇人
 理事兼住民福祉課長事務取扱 花木 秀章
 学校教育課長・
 自然休養村管理センター館長兼務 高江 裕之
 税務課長 乾 浩朗
 保健医療課長 中谷 誠
 産業環境課長 菱本 嘉昭
 社会教育課長・
 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 中坊 玲子

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和5年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第3号〕

令和5年9月29日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第51号 令和4年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第3 議案第52号 令和4年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第4 議案第53号 令和4年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第5 議案第54号 工事請負契約について同意を求める件
- 第6 令和4年度城南土地開発公社決算に関する報告書について
- 第7 議員派遣の件
- 第8 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、おはようございます。ご参集ご苦労さまでございます。

それでは、ただいまから、令和5年9月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

町長より、議案第54号として、工事請負契約について同意を求める件が追加提案として提出されております。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、鎌田隆宏議員、7番、脇本尚憲議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席番号の方にお願います。

次に、日程第2、議案第51号、令和4年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第4、議案第53号、令和4年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題といたします。

本3件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲決算特別委員会委員長。

7番（脇本尚憲） ただいま議題となっております議案第51号、令和4年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件、議案第52号、令和4年度井手町水道事業会計決算認定の件並びに議案第53号、令和4年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の3件につきまして、本決算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月15日の9月定例会におきまして、議会選出の監査委員を除く9名の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、議案第51号から議案第53号までの3件の決算認定の件が付託されたものであります。本3件は、いずれも、井手町における令和4年度の予算執行実績や行政実績並びに行政全般について執行されました決算認定の件でございます。

本決算特別委員会は、去る9月20日、22日の2日間招集いたしまして、

委員出席の下、西島町長以下、町関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。決算審査では、一般会計の歳出の部から各款別に質疑を行った後、歳入の部の質疑を行い、次に、特別会計については、各会計別に歳入歳出全般にわたって質疑を行い、最後に総括質疑を行ったところであります。

次に、審査内容の報告に入るわけではありますが、議会選出の監査委員を除く全議員が委員となっておりますので、審査の過程で出ました質疑の内容の報告及び討論の報告は省略させていただきます。よろしくお願ひします。

それから最後に、質疑並びに討論の終了後、本案に対する採決を行ったところでございます。

それでは、本決算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第51号、令和4年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件につきましては、賛成多数。議案第52号、令和4年度井手町水道事業会計決算認定の件、議案第53号、令和4年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の2議案につきましては、いずれも賛成全員をもちまして認定すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

議長（奥田俊夫） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 2番、谷田健治です。

ただいま議題となっております議案第51号中、一般会計決算、国民健康保険特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、介護保険特別会計決算に反対、議案第52号、水道事業会計決算に賛成、第53号、多賀財産区特別会計決算に賛成の立場で討論を行います。

岸田政権が発足して間もなく2年がたとうとしています。国民の声に真摯

に耳を傾けるどころか、外交、安全保障、暮らし、社会保障など、あらゆる分野で国民の声を無視しています。国民は物価高に苦しんでいるにもかかわらず、まともな対策を取ることなく、内閣支持率は急落しています。

このようなときこそ、身近な町政は住民の声に耳を傾け、寄り添い、住民の福祉の増進のために本来の責務を果たすべきです。

一般会計では、役場が高台に移転したことにより、役場に行くことが困難になった町民がいます。しかし、多くの町民が望むコミュニティバスを走らせることに背を向けたままです。強く望まれている小・中学校の体育館への空調設備の設置も行っていません。23億を超える財政調整基金の一部でも活用すれば実現可能です。

国民健康保険会計では、未就学児には均等割額の半額負担軽減がようやく行われましたが、対象は僅かに51人でした。さらなる負担軽減が必要です。未就学児の均等割全額免除は、あと36万5,651円あればできます。基金が5,000万円に積み上がり、さらに単年度で6,131万円も黒字となった今こそ、当年所得の急減に応じた国保税減免を制度化するように求めます。

後期高齢者医療特別会計では、2022年度は2年ごとの保険料の見直しで0.5%の保険料アップとなりました。加えて、10月からは単身で200万、夫婦で320万以上の年金があれば、窓口負担が2割に引き上げられました。本町では226人、17%もの方が対象となりました。後期高齢者は他の世代と比べ高い医療費、低い収入という生活実態であり、有病率も高いのに、窓口負担が2倍になって、受診控えと重症化を招きかねません。

介護保険では、今期8.3%も値上げされた高い介護保険料が高齢者を苦しめています。コロナ禍によって必要な介護が十分受けられなかったり、家族や友人との触れ合いさえも減って、認知症のリスクを抱える高齢者が増えており、真に必要な介護を社会的に保障する介護保険制度とはなっていません。

以上のような理由で、議案第51号に反対、第52号と第53号に賛成するものです。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） ただいま議題となっております令和4年度井手町一般会計並びに特別会計決算につきまして、認定すべきであるという賛成の立場から討論いたします。

まず最初に、本町では、令和4年度の決算においても、財政構造が弾力性のあることを示す指標である実質公債費比率はマイナス0.7%、経常収支比率は71.8%となる見込みとのことで、前年度と同様良好な数値となっております。なお、新型コロナウイルス感染症については、本年5月8日に感染法上の位置づけが「5類相当」に変更されてから4か月が経過しましたが、この間も未だ新型コロナウイルスによる感染は継続しているところであり、町として引き続き感染防止対策事業などに取り組むとともに、自主財源が乏しい中においても、限られた財源を有効利用して、本年度も健全な行財政運営の下、新庁舎建設等の大型事業を含む各種事業を着実に前進できた決算であると高く評価するものであります。

具体的に申し上げますと、まず、一般会計の歳入については、企業誘致などの成果や京都地方税機構と連携した町税の徴収努力により、町税収入は9億8,274万円と前年度に比べ1,613万円、1.7%の増加となっております。また、有利な地方債の活用をはじめ、国や京都府への積極的な要望等により、力強い支援を受けるなど、あらゆる面で歳入確保に努力されているところがうかがえます。

また、歳出についても、まず、総務関係では、住民参加のまちづくりを進めるための各種事業をはじめ、防災拠点の強化・充実と、さらなる住民サービスの向上を図るための新庁舎建設事業や利便性向上のためのJR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金、地域の安心・安全のための交通対策事業などが実施されています。

次に、民生関係では、新型コロナウイルス感染症防止を目的とした子育て施設の遊具等の環境整備をはじめ、共同浴場の施設改修、保育園施設の屋根塗装改修等、子育て世代を応援するための井手町出産応援給付金、高齢者や障がいのある方が利用しやすい公共施設となるようバリアフリー整備や福祉タクシー事業など、幅広い世代の方々に対する充実した事業が実施されています。

次に、衛生関係では、地域住民の安心・安全のため、迅速な新型コロナウ

イルスワクチン接種事業への取組をはじめ、疾病予防のための予防接種事業や各種検診事業の実施、低炭素社会の実現に向けた住宅用太陽光発電システム等設置補助などが実施されています。

次に、農林関係では、農産物被害防止のための有害鳥獣駆除や新規就農者確保対策事業、農地や農業施設の維持管理のための農地・水・環境保全向上対策事業、森林整備事業などが実施され、次に、商工関係では、町内商工業者の活性化や住民の生活支援のための井手町商工会が実施したプレミアム付き商品券発行事業への補助をはじめ、特産品開発推進事業などが実施されています。

次に、土木関係では、多賀地区町営住宅建替事業や町営住宅外壁改修をはじめ、多くの道路改良事業、橋梁長寿命化事業など、充実した暮らしの周辺整備事業などが実施されています。

次に、消防関係では、消防ポンプ自動車の更新をはじめ、災害に強いまちづくりのための防災広場や防災倉庫の整備などが実施されています。

最後に、教育関係では、山吹ふれあいセンター建設事業をはじめ、小・中学校の空調設備工事など、教育環境の充実にも積極的に取り組まれています。

以上のように、ますます複雑多様化する住民ニーズに的確に応えながらも、最少の経費で最大の効果を実現するため、職員が一丸となって努力されていることがうかがえます。

その結果、一般会計では4億4,512万円の黒字であり、繰越明許財源を差し引いた実質収支額は3億8,395万円の黒字となっています。また、特別会計に関しても、国保会計については、従来から大変厳しい財政状況であり、今後も予断は許さないものの、令和4年度については、前年度に引き続き一般会計からの法定外繰入金なしで黒字となっており、健全に財政運営が行われていることがうかがえます。また、他の特別会計についても、適切に事業運営が行われており、高く評価するものであります。

以上のことから、令和4年度一般会計並びに特別会計決算の認定に賛成いたします。

議長（奥田俊夫）　これで討論を終わります。

これから、議案第51号、令和4年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者举手)

議長(奥田俊夫) 举手多数です。したがって、議案第51号は認定することに決定しました。

これから、議案第52号、令和4年度井手町水道事業会計決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者举手)

議長(奥田俊夫) 举手全員です。したがって、議案第52号は認定することに決定しました。

これから、議案第53号、令和4年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者举手)

議長(奥田俊夫) 举手全員です。したがって、議案第53号は認定することに決定しました。

次に、日程第5、議案第54号、工事請負契約について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(举手する者あり)

議長(奥田俊夫) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) それでは、議案第54号、工事請負契約について同意を求める件についてご説明申し上げます。

町道29号線第2工区道路改良その7工事について、下記のとおり工事請負契約をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記としまして、1、契約の対象、5道改第4号、町道29号線第2工区道路改良その7工事。2、契約金額、金1億163万3,400円、うち取引に係る消費税額、金923万9,400円。3、契約の相手方、京都府綴喜

郡井手町大字井手小字玉ノ井12-1、ヤマダ・栄建特定建設工事共同企業体、株式会社ヤマダ、代表取締役、山田敬幸氏。4、契約の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の工事請負契約につきましては、現在進めております町道29号線道路改良工事ののり面工としてアンカー工を実施する工事であります。また、工期につきましては、令和6年9月30日を予定しております。入札の概要としましては、入札参加者は4者、予定価格は税抜きで1億391万1,000円、調査基準価格は税抜き9,428万円、失格基準価格は税抜き9,239万4,000円であり、落札金額は税抜き9,239万4,000円、落札率は88.92%であり、調査基準価格以下でありましたので、低入札価格のヒアリングを実施しております。

ほかの入札者の入札金額につきましては、中和・山川特定建設工事共同企業体が税抜き9,239万4,000円、雅豊・小川特定建設工事共同企業体が税抜き9,239万4,000円、西田・松輝特定建設工事共同企業体が税抜き9,239万4,000円であり、同額でありましたので、くじにより業者を選定後、低入札価格調査のヒアリングを実施し、落札者を決定しております。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 低入札価格調査の制度を適用する工事ということは分かりましたが、低入札調査基準の価格9,428万円、それと、失格基準の価格は9,239万4,000円ということですね。それで、入札業者の方が4者とも9,239万4,000円という価格で入札されているんです。4社ともその価格の入札というのは、何か私、一般的に感じましたら、これは9,239万4,000円以下で入札すると、仮に9,239万3,000円だと失格になるわけですね。だから、ぎりぎりの価格で入札されると。それは全て4者ともこの価格だということなんですが、そういうのを聞きますと、やっぱり、低入札調査基準価格や失格基準価格、これは0.98を掛

けておられると思うんですが、これは公表されていないですよ。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) 失格基準価格につきましては、入札公告時に98%、0.98ということで公表しております。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 私の質問がまずかったと思いますが、0.98は公表されていると思うんですけども、低入札調査基準価格については公表されていないですね。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) 調査基準価格につきましても、入札公告時に計算方法を記載しておりますので、公表しております。価格自体は公表しておりません。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 基準価格そのものは公表されていない。ですから、業者の方は低入札調査基準価格掛ける0.98というのは分かっておられるわけですけども、掛ける元の数、低入札調査基準価格を、分からないけども、積算されて、いろいろ計算されて、今おっしゃいました9,239万4,000円というのは4者ともそろって1,000円の違いもなく入札されているわけですよ。そこはやっぱり少し疑問に思うんです。1億を超える大きな工事ですよ。ですから、それで1,000円も変わらず入札されるというのがちょっと納得いかない部分があるんですけども、その点について、これは私だけじゃなくて町民の方もそういうふうに思われる方がいるんです。その点については、どういうふうに説明されますか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 島田副町長。

副町長(島田智雄) ただいまのご質問でございますが、工事の入札の積算に当たりましては、全国共通の設計歩掛によってやっております。それから単価についても公表しております。ですから、きちっと計算さえしていただければ全体の工事費が出るという形にはなっております。しかも、低入札

基準価格をどういう形で決めているかという計算方法も公表しております。
したがって、一定そういう積算能力がある企業でありましたら、正しく積算すれば、それなりの額がきちっと出るというふうに考えております。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 今の答弁、納得できない部分があるんですけども、次の質問をさせていただきます。

これは低入札調査が必要だったというふうに思うんですけども、調査委員会が当然設けられていると思いますが、調査された期間と調査委員会の構成、どなたがされているのかと、調査内容についてお伺いします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) 低入札調査のヒアリングについてかと思いますが、開札が9月8日だったんですけども、その後の9月12日に業者に対してヒアリングを実施しております。メンバーとしましては、副町長はじめ建設課の担当職員でヒアリングをさせてもらっております。ヒアリングの内容、調査の内容ですけども、工事の資材の納入の見込みがどうかや、現在ほかの工事、どういう工事を持っているかなど、あと、工事費の内訳ですけども、町の積算と乖離がある分については、どういう考えで積算をしているのかなど、そういったことについてヒアリングを行って、その結果を井手町の建設事業等発注審査会に諮った上で、問題ないという判断をして入札の決定をしているところでございます。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第54号、工事請負契約について同意を求める件を採決し

ます。

議案第54号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第54号は同意することに決定しました。

次に、日程第6、令和4年度城南土地開発公社決算に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆さん方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、提出者より説明を受けるにとどめたいと思います。

それでは、報告願います。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) それでは、令和4年度城南土地開発公社決算に関する報告書につきましてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。2、土地の取得、売却。取得実績明細表でございます。井手町分はございません。次に、その下の段、売却実績明細表でございます。井手町分はございません。

次に、20ページをご覧ください。公有用地明細表でございます。井手町分はございません。

次に、22ページをご覧ください。中段の短期借入金明細表でございます。井手町分はございません。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) 以上で日程第6を終わります。

次に、日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第8、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和5年9月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時32分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 鎌 田 隆 宏

署名議員 脇 本 尚 憲